

平成 26 年度決算に基づく
いわき市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

いわき市監査委員

27 監 第 34 号
平成 27 年 8 月 10 日

いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 木 村 清

同 佐 藤 博

同 岩 井 孝 治

同 小 野 邦 弘

平成26年度決算に基づくいわき市健全化判断比率及び資金不足比率審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条
第1項の規定により審査に付された平成26年度決算に基づくいわき市健全化判断比率及び資金
不足比率について審査したので、その結果についての意見を次のとおり提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の方法	1
第 4	審査の結果	1
	(1) 健全化判断比率	1
	(2) 資金不足比率	1
第 5	各比率の概要	2
1	健全化判断比率	2
	(1) 実質赤字比率	2
	(2) 連結実質赤字比率	2
	(3) 実質公債費比率	3
	(4) 将来負担比率	3
2	資金不足比率	4
	(1) 水道事業会計（法適用企業）	4
	(2) 病院事業会計（法適用企業）	4
	(3) 下水道事業特別会計（法非適用企業）	4
	(4) 中央卸売市場事業特別会計（法非適用企業）	5
	(5) 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）	5
第 6	まとめ	5
◇	参考資料	
	各比率の対象範囲	6

第1 審査の対象

平成26年度いわき市一般会計、特別会計（財産区特別会計を除く。）及び公営企業会計の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

第2 審査の期間

平成27年7月3日から同年8月6日まで

第3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率の計算が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、決算書等関係書類との照合及び関係者からの説明を聴取するなどの方法により実施した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は、いずれも適正に作成された書類に基づき正確に算定されているものと認められた。

(1) 健全化判断比率

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	中核市	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25%
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25%
実質公債費比率	11.1%	12.0%	12.6%	7.3%	25.0%
将来負担比率	40.8%	55.6%	70.2%	52.7%	350.0%

※1 「—」は、実質赤字額又は連結実質赤字額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

※2 「中核市」の欄に掲げた数値は、平成27年3月31日現在で指定されている中核市43市中39市について本市が調査して得た平成26年度の数値の平均値であり、比率が表示されない市については比率を0%とみなして単純平均により算定している。

(2) 資金不足比率

区 分	平成26年度	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	—	20.0%
病院事業会計	—	—	—	
下水道事業特別会計	—	—	—	
中央卸売市場事業特別会計	—	—	—	
農業集落排水事業特別会計	—	—	—	

※ 「—」は、資金不足額が生じないため、比率が表示されないことを示す。

第5 各比率の概要

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計と3つの特別会計を合計した一般会計等（6ページ参照）における歳入歳出差引額は160億3,143万9千円で、当該金額から翌年度に繰り越すべき財源105億2,780万4千円を差し引いた実質収支額は前年度の黒字額68億8,609万7千円を13億8,246万2千円下回る55億363万5千円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一般会計等及び公営事業会計（6ページ参照）における実質赤字額又は資金不足額の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

一般会計及び企業会計等全ての特別会計（財産区特別会計を除く。）の実質収支額等を合計した額は230億9,755万8千円の黒字で、病院事業会計の資金剰余額が増加している一方、一般会計の実質収支額が減少したことにより前年度の黒字額232億5,340万6千円を1億5,584万8千円下回っているが、連結実質赤字額は生じていない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率（平成24年度から平成26年度までの単年度比率を平均したもの）であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{元利償還金} \\ + \\ \text{準元利償還金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{償還のための特定財源} \\ + \\ \text{元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

平成24年度、平成25年度、平成26年度の各単年度比率の平均

一般会計等における平成24年度から平成26年度までの3箇年平均による実質公債費比率は11.1%であり、前年度での平均値12.0%と比較して0.9ポイント低下している。

単年度での比率は、平成23年度が約13.2%、平成24年度が約12.5%、平成25年度が約10.3%で推移していたが、平成26年度では、公債費に準ずる債務負担行為に係る支払額の増などにより、前年度と比較して約0.4ポイント上昇し、約10.7%となっている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{c} \text{充当可能特定財源} + \text{充当可能基金} \\ + \\ \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金・準元利償還金} \\ \text{に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

一般会計等における平成26年度末での地方債現在高や公営事業会計の地方債償還金に係る費用負担などの将来負担額と平成26年度の標準財政規模をベースとして算定した一般財源額とを比較した将来負担比率は40.8%であり、公営事業会計の地方債償還に係る負担見込み額、退職手当支給予定に係る負担見込み額の減及び公共施設整備基金等の充当可能基金の増などにより、前年度の55.6%と比較して14.8ポイント低下している。

2 資金不足比率

資金不足比率とは、対象となる事業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、算定式は、次のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額} \quad ※1}{\text{事業の規模} \quad ※2} \times 100$$

※1 資金の不足額

- ・法適用企業 = (流動負債+建設改良事業等以外の財源充当地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額*
- ・法非適用企業 = (繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良事業等以外の財源充当地方債の現在高) - 解消可能資金不足額*

* 解消可能資金不足額 事業開始後一定期間に、構造的に資金不足が生じる事由がある公営企業において、比率算定の際に、資金不足額から控除する一定の額

※2 事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

- ・法適用企業 = 営業収益 - 受託工事収益
- ・法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

(1) 水道事業会計（法適用企業）

平成26年度末における流動資産から控除財源である繰越工事資金3,549万5千円を差し引き、新会計基準適用に伴い算入猶予の経過措置が講じられた貸倒引当金2,489万9千円を加えた額は120億4,583万円で、前年度の107億4,587万2千円と比較して12億9,995万8千円増加し、流動負債から新会計基準適用に伴い算入対象からの除外措置が講じられた企業債20億2,422万円及び算入猶予の経過措置が講じられた引当金7,970万6千円を差し引いた額37億4,221万円を83億362万円上回っており、資金不足額は生じていない。

(2) 病院事業会計（法適用企業）

平成26年度末における流動資産に新会計基準適用に伴い算入猶予の経過措置が講じられた貸倒引当金1,546万3千円を加えた金額は71億1,612万1千円で、前年度の75億6,575万7千円と比較して4億4,963万6千円減少したものの、流動負債から新会計基準適用に伴い算入対象からの除外措置が講じられた企業債10億8,254万5千円及び算入猶予の経過措置が講じられた引当金5億734万3千円を差し引いた額20億2,629万1千円を50億8,983万円上回っており、資金不足額は生じていない。

(3) 下水道事業特別会計（法非適用企業）

形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源8,614万6千円を差し引いた実質収支額は0

円で、収支の均衡が図られており、資金不足額は生じていない。

(4) 中央卸売市場事業特別会計（法非適用企業）

形式収支から建設改良費・準建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 5,652 万円を差し引いた額はマイナス 3,439 万 7 千円であるが、解消可能資金不足額が 5,652 万円であることから、資金不足額は生じていない。

(5) 農業集落排水事業特別会計（法非適用企業）

実質収支額は 0 円で、収支の均衡が図られており、資金不足額は生じていない。

第6 まとめ

健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額が生じておらず、実質公債費比率及び将来負担比率は法令で定められた早期健全化基準を下回っている。また、資金不足比率については、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業特別会計、中央卸売市場事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のいずれの事業会計においても資金不足額は生じていない。以上のことから、おおむね適切な範囲で財政運営が行われているものと認められる。

しかしながら、これらの比率は、それぞれ一定の基準を超えた場合に財政の健全化へ向けた必要な措置を講ずることを求められるものではあるが、当該一定の基準を下回っている状態にあることをもって十分な財政の健全性が保証されているわけではなく、その内容と傾向に着目する必要がある。その意味で、以前は上昇傾向にあった健全化判断比率のうち実質公債費比率については、平成 24 年度決算から低下に転じているものの、依然として中核市平均の数値を上回る状況にあり、引き続き、その動向を注視すべきである。

本市に甚大な被害をもたらした東日本大震災からの復旧事業については、沿岸部などで発生した災害廃棄物等の処理など、市復旧計画に位置付けた事業が平成26年度末をもってほぼ完了しつつあるが、復興事業については今なお道半ばであり、今後も市復興事業計画（第四次）に位置付けられた施策や事業を計画的に推進していくことが必要である。また、平成27年度は「新・いわき市総合計画後期基本計画」の改定時期であり、多様化する住民のニーズに応えるとともに、公共施設の老朽化の進行、人口の減少、住民の高齢化の進行などに伴って生じる各種課題に的確に対応した施策を安定して継続的に実施するための計画として策定することが求められている。

今後は復興事業のみならず、新たな施策展開のための財政需要もこれまで以上に見込まれることから、これらの各比率が健全化に向けた措置を要する基準に該当することのないよう、継続して財政運営の健全性の確保に努められることを望むものである。

【参考資料】

○ 各比率の対象範囲

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率					
	特別会計	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計									
		土地区画整理事業特別会計									
		地域汚水処理事業特別会計									
公営事業会計	法適用	水道事業会計	※ 資金不足比率	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率					
		病院事業会計									
	法非適用	下水道事業特別会計									
		中央卸売市場事業特別会計									
		農業集落排水事業特別会計									
	その他の特別会計	国民健康保険事業特別会計									
		後期高齢者医療特別会計									
		介護保険特別会計									
		競輪事業特別会計									
	一部事務組合等										
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立小野町地方総合病院企業団 ・ 福島県市町村総合事務組合 ・ 福島県市民交通災害共済組合 ・ 福島県後期高齢者医療広域連合 										
	地方公社等										
<ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市土地開発公社 											

※ 資金不足比率は、会計ごとに算定。